



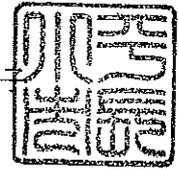
平健保発第176号

令和3年8月26日



小平市国民健康保険運営協議会
会長 宮寺賢一 殿

小平市長 小林 洋



諮 問 書

小平市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第5号）第2条の規定に基づき、下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

小平市国民健康保険条例の一部改正について

- (1) 小平市国民健康保険税の子ども（未就学児）に係る均等割額の減額措置の導入について
- (2) 小平市国民健康保険税の税率改定について

2 内容

- (1) 国民健康保険税の子ども（未就学児）に係る均等割額の5割を減額する改定
- (2) 国民健康保険税の基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護保険分）の改定

3 改正の時期及び施行日

- (1) 令和4年4月1日
- (2) 令和4年4月1日（改正の時期）